

事務連絡
令和2年12月24日

各都道府県旅行業担当部局 御中

観光庁

Go To トラベル事業における全国一時停止措置
無料キャンセル期間の延長について

12月14日（月）に公表した「年末年始における全国的な旅行の取扱い」に関して、旅行を予定していた全国の皆様への周知をより丁寧に進めるため、旅行を予定していた皆様が無料でキャンセルを行うことができる期間を、当初お知らせしていた12月24日（木）24時までから、12月27日（日）24時まで（※）延長することとしましたので、各都道府県におかれましては、登録旅行業者等に対し、周知徹底をお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、旅行者から、キャンセルするか、割引前価格で旅行をするかについての意思表示を受けていない場合は、必要に応じ、電話やメール等において、個別に旅行者への確認をお願いいたします。

仮に旅行者がキャンセルをせずに旅行に行く場合は、Go To トラベル事業の適用対象外となります。

その際、事業者の皆様におかれましては、追加の旅行代金を旅行予定者の方より収受いただく等ご対応の必要がありますので、ご注意ください。

※年末年始における全国的な旅行に係る Go To トラベル事業の取扱いについての詳細は、Go To トラベル事務局公式サイト内のお知らせ「Go To トラベル事業における全国一時停止措置無料キャンセル期間の延長について」をご参照ください。

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020122401.html>